

平成26年8月4日  
戦略企画部企画課  
政策会議資料

事務連絡  
平成26年8月4日

各所属長 様

戦略企画部企画課長

三重県政策アドバイザーの就任について（通知）

このことについて、下記のとおり8月4日付けで新たに三重県政策アドバイザーに就任いただくこととなりましたので、職員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

記

【一次産業分野（新設）】

- ・山本 謙治（株式会社グッドテーブルズ代表取締役社長）

（参考）

- ・「三重県政策アドバイザー」プロフィール
- ・三重県政策アドバイザー設置要綱
- ・三重県政策アドバイザー制度実施要領

【事務担当】

戦略企画部 企画課 大迫

TEL : 059-224-2025 (PHS : 5057)

FAX : 059-224-2069

E-mail : oosaks00@pref.mie.jp

## 三重県政策アドバイザー名簿

所属・役職は、平成26年8月4日現在

分野	氏名	所属・役職
防災・危機管理	河田 恵昭	関西大学理事・社会安全学部長
情報発信	田中 里沙	株式会社宣伝会議 取締役編集室長
幸福実感	山田 昌弘	中央大学文学部 教授
行財政改革	小西 砂千夫	関西学院大学大学院経済学研究科、 人間福祉学部 教授
	増田 寛也	前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問
	南 学	神奈川大学人間科学部 特任教授
福祉	竹中 ナミ	社会福祉法人 プロップ・ステーション理事長
	渥美 由喜	株式会社東レ経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長
少子化対策	松田 茂樹	中京大学現代社会学部 教授
NPO活動	佐藤 大吾	一般財団法人ジャスト・ギビング・ジャパン代表理事
地域活性化	藻谷 浩介	株式会社日本総合研究所 調査部 主席研究員
スポーツ	増田 明美	スポーツジャーナリスト、大阪芸術大学教授
一次産業	山本 謙治	株式会社グッドテーブルズ代表取締役社長
経済・産業	寺島 実郎	一般財団法人日本総合研究所 理事長
エネルギー	澤 昭裕	21世紀政策研究所 研究主幹
観光	本保 芳明	首都大学東京 都市環境科学研究科 観光科学域 教授
教育改革	銭谷 眞美	東京国立博物館 館長
	原田 隆史	株式会社原田教育研究所 代表取締役社長

## 「三重県政策アドバイザー」 プロフィール

委員候補名 (※敬称略) 〔所属・役職等〕	主な専門分野等	活動内容等
山本 謙治 〔株式会社 グッドテーブルズ 代表取締役社長〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一次産業 (商品開発、農業流通等)</li> <li>■その他、想定される活用分野               <ul style="list-style-type: none"> <li>・IT化</li> <li>・情報発信</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1997年4月、株式会社野村総合研究所に入社し、リサーチ・コンサルティング業務に従事。2000年5月、ワイズシステム株式会社に入社し、農作物商品の企画・開発、マーケティングコンサルティングを実施するとともに、農林水産省トレーサビリティシステム開発実証実験に従事。2004年5月、現職就任。</li> <li>・株式会社グッドテーブルズでは、商品企画・開発コンサルティング、農作物・商品マーケティング・リサーチ、農業IT導入コンサルティング、トレーサビリティシステム企画・開発を行っている。</li> <li>・テレビ「月刊やさい通信」(NHK総合)やラジオ「メキキの聞き耳」(JRN系全国ネット)に出演(いずれも平成26年3月に放送終了)。</li> <li>・雑誌「月刊農耕と園芸」、「月刊JA」及び「やさい畑」にて連載記事を執筆中。</li> <li>・ブログ「やまけんの出張食い倒れ日記」が有名。</li> </ul>

## 三重県政策アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 アドバイザーは、県政における具体的な政策課題に関し、専門的な立場から、知事および職員に対し、個別に助言等を行う。

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、県政の各種分野に関係する、高度な知識、経験等を有する方のうちから、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は4年とする。ただし、アドバイザーの再任は妨げない。

(旅費の支給)

第5条 県は、アドバイザーに対し、旅費を支給することができる。

(庶務)

第6条 アドバイザーに関する庶務は、戦略企画部企画課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

## 三重県政策アドバイザー制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、三重県政策アドバイザー設置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利用)

第2条 職員が三重県政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）に助言等を申し込む場合には、アドバイザー面談等申込書（第1号様式）により行うものとする。

### (利用状況報告)

第3条 職員がアドバイザーから助言等を受けた場合は、アドバイザー利用状況報告書（第2号様式）により報告するものとする。

### (旅費)

第4条 アドバイザーに対し旅費を支給する場合には、職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）の規定を適用するものとする。

- 2 アドバイザーへの旅費については、戦略企画部企画課において予算措置を講ずるものとする。
- 3 職員がアドバイザーとの面談に出張する場合の旅費については、各部局で予算措置を講ずるものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要領は、平成24年4月18日から施行する。

この要領は、平成24年6月11日から施行する。

第1号様式

三重県政策アドバイザー面談等申込書

三重県政策アドバイザー

○ ○ ○ ○ 様

部局長名

平素は、本県にご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記の者が面談等を申し込みますので、ご指導、助言、情報提供等を賜りますようお願いいたします。

記

所属				
役職 氏名 連絡先				
政策課題 (施策名)				
ご指導等いただきたい具体的な内容				
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等			
面談希望日 (面談の場合)	第1希望		第2希望	
備考				

第2号様式

三重県政策アドバイザー利用状況報告書（ 月）

戦略企画部長 あて

部局長

三重県政策アドバイザー制度実施要領に基づき、下記のとおり利用状況を報告します。

記

政策アドバイザー名	
相談所属	
相談方法	面談 ・ メール ・ 電話 ・ 会議等
相談日	
政策課題 (施策名)	
具体的な相談内容	
備考	

参 考

「三重県政策アドバイザー制度」運用の流れ

